

配偶者からの暴力被害者の市営住宅への一時使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、DV被害者で住宅に困窮している者に対し、市営住宅を一時使用することを許可することにより、DV被害者に当面の生活の場を提供し、もって、DV被害者の精神的、時間的ゆとりの確保及び生活基盤の立て直しに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) DV被害者 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者及び第28条の2に規定する相手からの暴力を受けた者をいう。
- (2) 一時使用 市営住宅を地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づいて、期間を限定して使用許可を行い使用させることをいう。
- (3) 女性相談所 神奈川県立女性相談所をいう。
- (4) 母子生活支援施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第38条に定めるものをいう。

(許可要件)

第3条 一時使用の許可は、川崎市財産規則（昭和39年川崎市規則第33号）の定めによるほか、DV被害者で次の各号の全てに該当する場合に行うことができる。

- (1) 公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「住宅法」という。）第23条第2号に規定する住宅困窮要件を満たす者であること。
- (2) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 配偶者暴力防止等法第10条第1項（同法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申し立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過せず、女性相談所長による推薦書が発行されている者
 - イ 女性相談所で一時保護及び保護（配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の一時保護（一時保護委託も含む。）、同法第5条の婦人保護施設における保護をいう。）が終了した日から起算して5年を経過せず、女性相談所長による推薦書が発行されている者
 - ウ 神奈川県内の母子生活支援施設による保護（児童福祉法第23条第1項の保護）が終了した日から起算して5年を経過せず、当該母子生活支援施設の長による推薦書が発行されている者
 - エ 「配偶者からの暴力被害者の取扱い等に関する証明書の発行について」（平成20年5月9日雇児福発第0509001号）に基づき、女性相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている者

(許可申請)

第4条 一時使用の許可を受けようとする者は、行政財産使用許可申請書及び使用料減額・免除申請書（川崎市公有財産事務取扱要領第11号様式(2)、第11号様式(3)）に次の必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) DV被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族）の住民票又は居所を証明するもの
- (2) 第3条第2号を証明するもの
- (3) その他必要な書類

(審査)

第5条 市長は、申請書が提出された場合は、速やかに審査し、適格と認められる場合は、行政財産使用許可書（川崎市公有財産事務取扱要領第11号様式(1)）を交付し、住宅をあっせんするものとする。

(一時使用できる期間)

第6条 一時使用できる期間は、1年以内とする。なお、市長がやむを得ないと認める場合は、1年を限度として期間を延長することができる。

2 前項の延長手続は、第4条に基づいて行う。

(使用料)

第7条 使用料は、使用料の算定基準（平成28年10月3日付け28川財運第693号）に基づき算定した額とする。ただし、その額が住宅法第16条第2項及び同法施行令（昭和26年政令第240号）第3条に規定する算出方法により算出された近傍同種の住宅の家賃を下回る場合は、近傍同種の住宅の家賃を使用料とする。

2 使用料は、川崎市財産条例（昭和39年川崎市条例第9号）第3条第3項において準用する同条例第6条第1項第3号の規定に基づき、免除することができる。

(条例等の遵守義務)

第8条 DV被害者は、一時使用の許可を受けた住宅を使用するにあたり、川崎市営住宅条例（昭和37年川崎市条例第32号。以下「条例」という。）及び川崎市住宅条例施行規則（昭和37年川崎市規則第57号。以下「規則」という。）並びに許可条件を遵守しなければならない。

(明渡し)

第9条 明渡しは、条例第25条の規定を準用するものとする。

(退去修繕費用)

第10条 退去修繕費用は、条例第23条の規定を準用するものとする。ただし、市長は、使用者に負担させることが適切でないと認めたものについて、その一部又は全部を使用者に負担させないこ

とができる。

附 則

この要綱は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 1 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。